

# 令和4年第2回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例等の一部改正）	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	P 4
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	P 4
4	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度さくら市一般会計補正予算（第13号））	P 4
5	令和4年度さくら市一般会計補正予算（第1号）	P 5
6	熟田小学校長寿命化改良工事請負契約について	P 6
7	議案説明資料 参照法令等	P 7
8	さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 8
9	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P13
10	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P15

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 4 件、予算 1 件及び契約 1 件であります。

議案第 1 号から議案第 4 号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第 4 号は、さくら市税条例等の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、土地に課する固定資産税の負担調整措置を継続するなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 5 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、土地に課する固定資産税の負担調整措置の継続及び引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 3 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税の課税限度額を引き上げ、国民健康保険事業の健全で適正な運営を図るため、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 2 号は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算(第 13 号)であります。

今回の補正予算は、年度末に歳入歳出が確定したこと等により、既定予算額に 4 億 4,885 万 8 千円を追加し、予算の総額を 228 億 2,646 万 8 千円といたしました。

歳入の主なものは、6 款法人事業税交付金で、法人事業税交付金 4,489 万円、7 款地方消費税交付金で、社会保障財源交付金 1 億 4,298 万 8 千円、10 款地方特例交付金で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 9,982 万 5 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款総務費で、桜の郷づくり事業費 2,163 万 9 千円、基金積立事業費 3 億 4,243 万 7 千円、10 款教育費で、博物館作品購入等事業費 3,374 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表地方債の補正は、農道整備事業費ほか 5 件の限度額を変更したものであります。

議案第 5 号は、令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、債務負担行為の追加を行うものであります。

第 1 表債務負担行為の補正は、給食センター建設事業（設計業務）費を追加するものであります。

議案第 6 号は、熟田小学校長寿命化改良工事請負契約についてであります。

本案は、熟田小学校の校舎及び体育館の長寿命化を実施するため、栃木県さくら市氏家 2895 番地 2、株式会社 エイシン建設、代表取締役 ながしまひさと 長島久登氏と契約金額 2 億 5,355 万円で契約したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会在が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

### ○ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第55号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

改 正 案	現 行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの ア～エ 略 オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人_____</p> <p>_____に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの ア～エ 略 オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳_____の閲覧の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において</p>

改 正 案	現 行
<p>納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、手数料条例に定めるところによる。</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____の交付手数料は、手数料条例に定めるところによる。</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改 正 案	現 行
12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。	24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
25・26 略	25・26 略

改 正 案	現 行
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 略</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)</p> <p>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)</p> <p>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第 15 条第 15 項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第 15 条第 15 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 15 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>9 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に 100 分の 5 (商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5) を乗じて得た額を加算した額 (令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第 15 条第 16 項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 35 項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第 15 条第 35 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>9 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に 100 分の 5 _____ 乗じて得た額を加算した額 (令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規</p>

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市計画税条例 (平成17年さくら市条例第64号)

(2/2)

改 正 案	現 行
<p>定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「宅地等調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「宅地等調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>11～16 略</p>	<p>11～16 略</p>
<p>17 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>17 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>18 略</p>	<p>18 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u> とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u> とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>20万円</u> を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u> とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u> とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>63万円</u> を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>